

経済特区認定審査委第 4 号
平成18年(2006年)12月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県経済振興特別区域認定審査・評価委員会

委員長 堺 屋 太 一

滋賀県経済振興特別区域計画の認定審査等について(意見)

平成18年(2006年)11月21日付け滋商政第857号で意見を求められました標記の件について、同日に会議を開催し、調査審議した結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 新たに申請のあった計画の認定審査について

当委員会では、新たに申請のあった3件の計画について、滋賀県経済振興特別区域基本方針に定める特区計画認定の基準にもとづき、申請書類および申請者からの聴取により審査を行い、総合的に評価した結果、次の計画について、認定するにふさわしい計画であると具申します。

国際陶芸産業都市特区計画

信楽地域は、日本六古窯の一つに数えられる日本を代表するやきもの産地であり、こうした地域の歴史や文化、伝統、技術を活かした優れた計画となっており、計画の推進により、内外から大きな期待が寄せられる信楽地域の活性化につながるものと考えます。

ただし、こうした期待に応え、特区計画の目的とする“世界の信楽”を実現するためには、国内外から、陶芸家やデザイナー、バイヤー等と呼ばひ込むだけの仕掛けや魅力づくりが必要です。そのためには、海外への販路の開拓や拡大に向け、市場ニーズの的確な分析をもとにした新商品開発や差別化を図るなどの戦略が必要であるとともに、情報発信や名所・名物づくりが不可欠です。計画では「トリエンナーレ」が企画されていますが、申請者である甲賀市には、優れたプロデューサーを選んで大きな計画の練り込みと具体化に向けた検討を求めます。

なお、他の2件の計画については、計画の戦略性や実現可能性、経済的社会的効果など基準に照らして認定にふさわしいとの評価に至りませんでした。

今後、産業振興に向けた戦略を練り直し、計画の熟度を高めて、再度申請されることを期待します。

2. 認定された計画の実施状況の評価等について

当委員会では、これまでに認定された4件の計画について、滋賀県経済振興特別区域基本方針に定める特区計画の実施状況の評価に関する基本方針にもとづき、評価ワーキング会議による事業進捗状況の検証結果をもとに、実施状況報告書および申請者からの聴取により評価等を行いました。

まず、平成17年度までに認定された3件の計画については、申請者であるそれぞれの市において、計画の進捗とその課題を意識した取り組みが展開されており、その効果は定量的に明らかになるまでには至らないものの、着実に成果が上がっているものと考えます。

また、本年4月に認定されました「びわ湖・里山観光振興特別区域計画」については、認定時に課題とされていた全国あるいはアジアから人を呼び込むための魅力づくりに向け、具体的な事業の展開がみられ、今後、さらなる取り組みを期待します。

なお、概して言えることは、「経済振興特区」であるのに、従来型の「地元サービス」的発想が多い点が気になります。「経済振興特区」の目的通り、外からの人材、資金、参加者、観光客の導入に心がけて頂きたいと考えます。世は多様な知価時代、「他との違い」が大切です。